

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 7月1日

那霸市長殿



提出者 医療法人おもと会 大浜第一病院
住所 那覇市天久1000番地
氏名 病院長 大城康一
電話番号 098-866-5171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので提出します。

事業場の名称	医療法人おもと会 大浜第一病院
事業場の所在地	那覇市天久1000番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

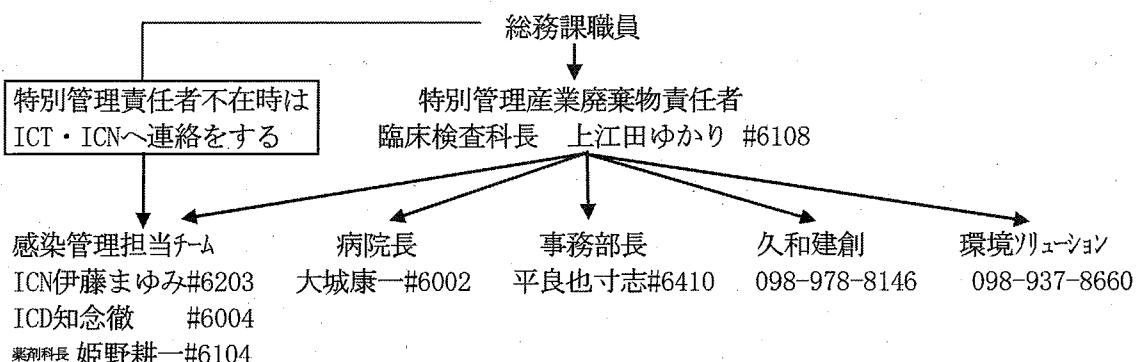
①事業の種類	医療業
②事業の規模	217床
③従業員数	817名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>①発生・施設内 ②梱包、表示・施設内 ③保管・施設内 ④収集、運搬・株環境ソリューション ⑤中間処理・株環境ソリューション ⑥焼却・株久和建創 ⑦埋め立て・株久和建創</p>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 令和5年4月現在

インシデント・アクシデント発生時には直ちに以下の流れで連絡をし、その対応策をとる。



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
排 出 量	77.367t
(減少理由)	
① コロナ発熱外来・感染病棟の撤去⇒通常運用へシフト。 ② 感染対策上のディスポ資材やPPE等の限定使用による消耗品の大幅減。	
【目標】 78.0	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
排 出 量	78.0t
(今後実施する予定の取組)	
今年度も引き続き軽量な特殊段ボール製の非貫通性容器を継続する。併せて、連絡会議や関係会議にて職員への排出量増加の現状認識と処理費用の周知を行い、排出量の適正化を図る。また、病理のホルマリン処理を限界まで行い、軽量化を図り更に、血糖とグリコヘモグロビンA1Cの各々の採血管を、測定機器の変更により1本に減数し軽量化を継続する。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性のある医療器材、衛生材料、組織、血液、臓器、紙おむつは黄色ビニール袋を使用し感染性ラベルを張り、その他の産廃は透明のビニール袋を使用している。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状のビニール袋の色分け分別を周知徹底し、分別ミスを無くす。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		0 t		t
(これまでに実施した取組)				
② 計画		【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		0 t		t
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類		
全処理委託量		感染性産業廃棄物		
優良認定処理業者への 処理委託量		77. 367 t		t
再生利用業者への 処理委託量		0 t		t
認定熱回収業者への 処理委託量		0 t		t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		0 t		t
(これまでに実施した取組)				
①保管場所には施錠し施設及び当該業者以外は立ち入り禁止とする。 ②廃棄物を計量する秤は定期検査を行い適正化されたものを使う。 ③専用車両にて運搬。 ④燃環境ソリューションにおいて900℃で一時焼却。 ⑤㈱久和建創において1000℃で二時焼却。 ⑥最終処分場にて埋め立て。 ⑦マニフェストにて管理。				

(第5面)

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	78.0 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	78.0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
(今後実施する予定の取組)			
①保管場所には施錠し施設及び当該業者以外は立ち入り禁止とする。 ②廃棄物を計量する秤は定期検査を行い適正化されたものを使う。 ③専用車両にて運搬。 ④株環境ソリューションにおいて900°Cで一時焼却。 ⑤株久和建創において1000°Cで二時焼却。 ⑥最終処分場にて埋め立て。 ⑦マニフェストにて管理。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

感染性医療廃棄物処理計画書

令和6年度(2024)



図.7 バイオハザードマーク

- ① 液状又は泥状のもの（血液等） 赤色
- ② 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等） 橙色
- ③ 鋭利なもの（注射針等） 黄色



2024年7月7日
医療法人おもと会

特別管理産業廃棄物管理責任者

上江田ゆかり

I、感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

感染性廃棄物の発生状況

発生場所	廃棄物の種類	発生量(t/年)
中央処置室	医療器材・衛生材料	7
急性期病棟	医療器材・衛生材料・紙おむつ	38
回復期病棟	医療器材・衛生材料・紙おむつ	3
手術室	臓器・組織・血液・医療器材・衛生材料	10
薬剤科	医療器材・衛生材料・アンプル	0.5
透析室	医療器材・衛生材料・血液	3
臨床検査科	医療器材・衛生材料・血液・臓器・組織	9
画像センター	医療器材・衛生材料	5
健康検診センター	医療器材・衛生材料	1
おもと園	紙おむつ	1.5
合計	病原性微生物試験検査物・医療器材・衛生材料	77

分別

廃棄物の種類	液状または泥状のもの	固形のもの	鋭利な物
梱包	血液・組織・器官等	ガーゼ・点滴セット 注射筒・培地等	注射針・メス・ 破損したガラスくずなど
表示	プラスチック容器	段ボール・専用ビニール袋 プラスチック	プラスチック・容器 金属缶
施設内中間処理	バイオハザードマーク 赤色	バイオハザードマーク 橙色	バイオハザードマーク 黄色
委託処理等	その他の産業廃棄物には、非感染性廃棄物を表示する(外見上、明らかに感染性廃棄物でないものは非感染性ラベルを表示する必要はない)。		

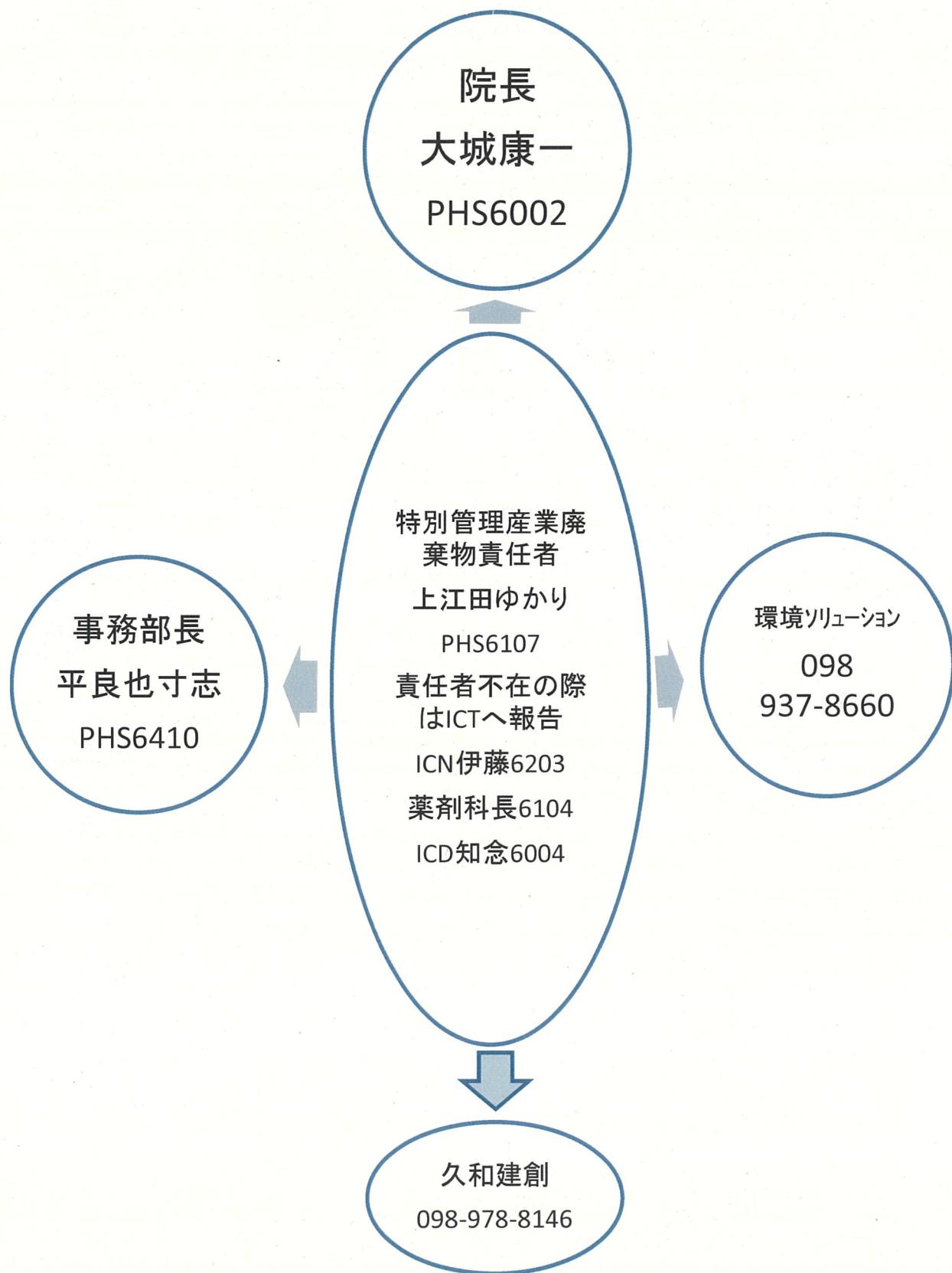
特別管理一般廃棄物業者

収集・運搬	(株)環境ソリューション	許可番号04762010755号	沖縄市字登川3320-1番地
中間処理	(株)久和建創	許可番号04742073242号	うるま市与那城饒辺338番地1
焼却	(株)久和建創	許可番号04742073242号	うるま市与那城饒辺338番地1
埋め立て	(株)環境ソリューション	許可番号04762010755号	沖縄市字登川3320-1番地

(注)発生場所の区分は、施設内における廃棄物の収集・運搬の形態に応じて行うこと、

II、緊急時の連絡体制に関する事項

特別管理産業廃棄物責任者は緊急事態の発生の際は以下の4人に直ちに連絡を取りその対応策をとる。

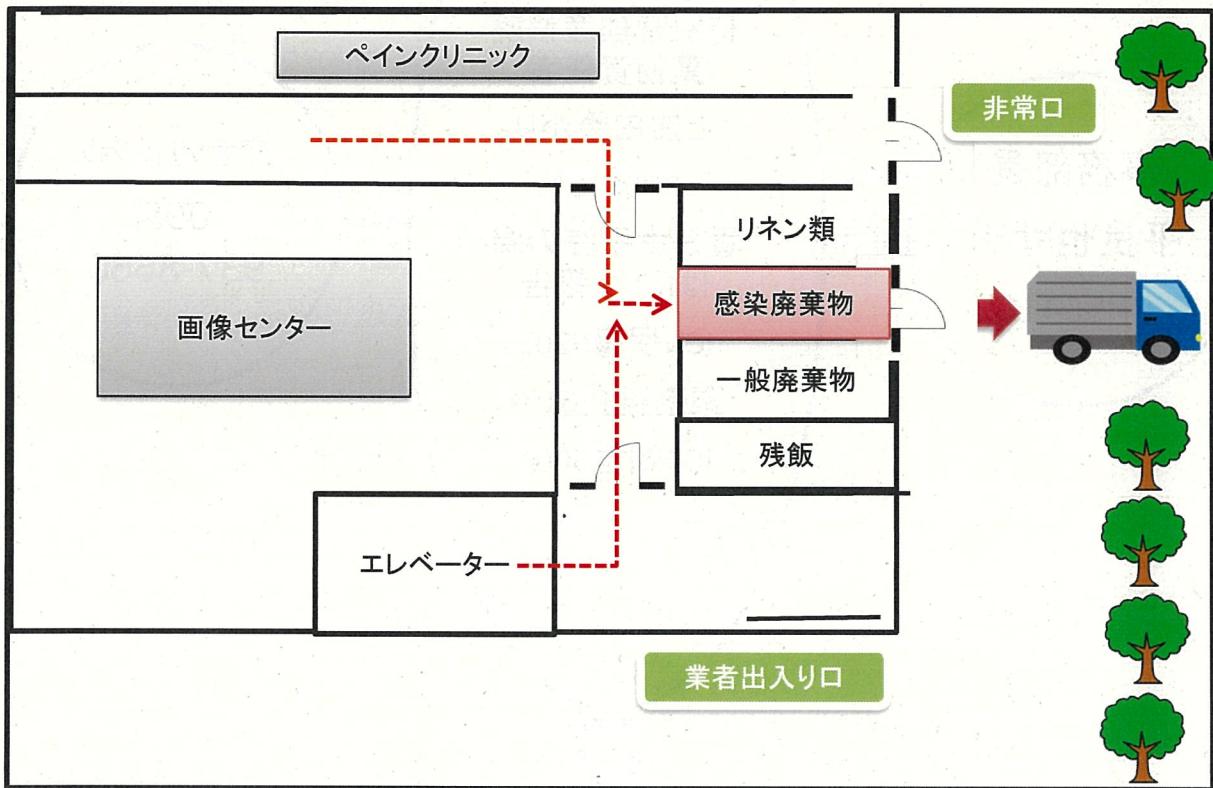


III、保管に関する事項

(1) 使用する密閉容器の材質・寸法・色

	プラスチック容器	針専用廃棄物容器	プラスチック袋	ダンボール箱
材質(例)	ポリエチレン	ポリエチレン	ポリプロピレン	ダンボール箱
寸法	20×40×40cm	9×10×24cm	90×100cm(45L)	34×32×46cm
色	白	黄色	黄色	茶色
見本				

(2) 保管場所の略図 1階



《保管方法》

- (1) 感染性廃棄物は、他の廃棄物と区別して保管する。
- (2) 感染性廃棄物の保管は、できるかぎり短期間とする。
- (3) 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外が立ち入らぬよう施錠する。
- (4) 保管場所には、感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取扱い注意事項を明示する。
- (5) 保管場所は、鼠・蚊・蠅その他の害虫が発生しないよう定期的に害虫駆除および消毒を行うものとする。

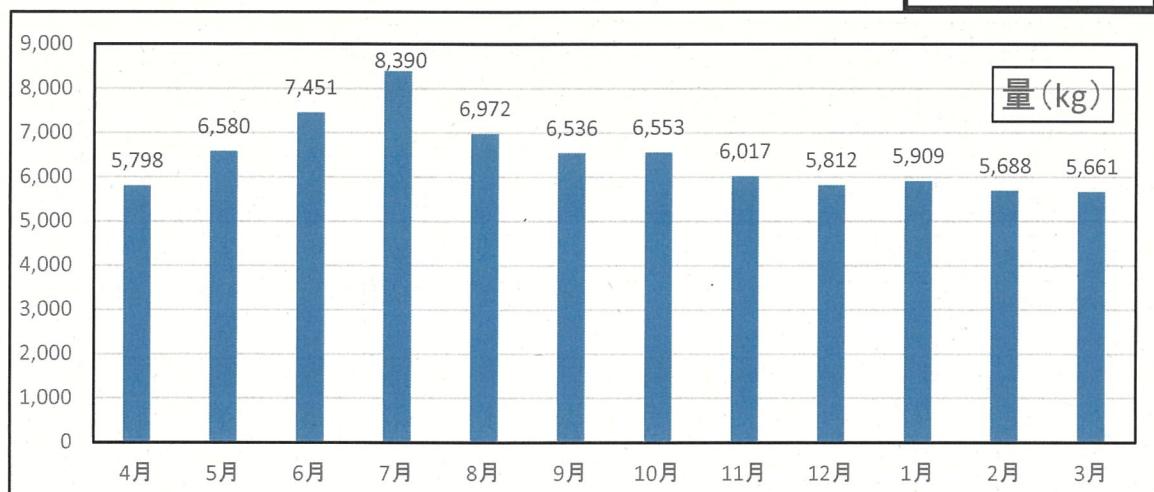
IV、収集・運搬に関する事項

(1) 感染性廃棄物の搬出記録(2023年4月～2024年3月)

2023年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
量(kg)	5,798	6,580	7,451	8,390	6,972	6,536	6,553	6,017	5,812	5,909	5,688	5,661

77,367

kg



減少理由

- ①コロナ患者・コロナ検査の大幅な減少はなかった為微減となった
- ②コロナクラスター発生による検査数の増加
- ③2024年も沖縄県ではコロナ患者の増加が続いている。大規模な減少は厳しいか。

(2) 感染性廃棄物の搬出予定(2023年4月～2024年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
量kg	6500	6500	6500	6500	6500	6500	6500	6500	6500	6500	6500	6500

78,000

kg

《削減対策》

- ①コロナ禍の終息
- ②廃棄ミスがないよう職員の教育の徹底

V、中間処理に関する事項

中間処理の方法

処理方法・焼却	処理能力:1.4t/日	
焼却方法	ロータリーキルン方式	
温度	燃焼室:800度	ガス冷却室出口: °C
排ガス処理設備	サーバクフィルター	
焼却灰の熱しやく減量	%	
排水処理設備	沈殿法	
ダイオキシン類測定結果 (維持管理に伴う測定値)	ng/m ³ (測定日:令和 年 月 日)	

VI、最終処分に関する事項

最終処分の方法

埋立方法	サンドイッチ方式及びセル方法	
埋立容量等	計画容量: 93万m ³	埋立期間: 20年間
遮水システム	二重シート(五層構造)	
浸出水処理施設	神鋼環境ソリューション設計・施行の水処理システム	
放流水の分析結果 (維持管理に伴う測定値)	別紙	

(1)廃棄物処理委託計画書(写)

別紙(略)

(2)許可証(写)

別紙(略)

①収集・運搬(業許可)

(略)

②中間処理(業許可、設備許可)

(略)

③最終処分(業許可、設備許可)

(略)